

人權問題

2. 人権問題

(1) 人権一般

(1) 発言のポイント

(イ) 我が国は自由・民主主義を選択し、基本的人権を尊重することにより、自国の平和と繁栄を図ってきた。これらは憲法上の基本原則であり、国民生活に根強く定着している。

(ロ) かかる基本的立場から国際社会における人権問題にも大きな関心。

(ハ) 西側諸国における人権の尊重は西側の東側に対する精神的優位の源泉。我が国は、東西関係が長期的に安定した基盤の上におかれるために、東西間で信頼感を醸成していくことが重要であり、その意味で人権の尊重に基づく社会の開放（及び民主化）を進めていくことが不可欠との立場。

欧州において、CSCEの枠組を活用し、東側の人権問題を積極的に取り上げ、東側の人権状況の改善を図っていることに敬意。

(ニ) アジア・太平洋地域においては、政治的対立・紛争が未解決であり、CSCEのような枠組は存在していない。また、西洋型の民主主義の定着には時間が必要である。経済的発展と社会の安定が人権問題に対する社会全体の関心を高め、制度を整備する上で重要であり、社会の不安定は人権の保証を難しくする。

(ホ) 中国で起こっていることは、我々の基本的価値観と相いれず、非難すべきは当然非難。しかし、中国についても戦略的配慮が不可欠であり、同国を再び国際的孤立に追いやめることはアジア・太平洋の安定のためには不適當。

(2) 現状

(イ) 人権問題は、西側諸国の基本的価値観に直結。自由、民主主義、基本的人権は、西側の東側に対する精神的優位の源泉。普遍性ある価値観。

(ロ) 東西関係においてはCSCEプロセスあり。CSCEヘルシンキ最終文書において、安全保障、経済、人権の3分野。人権面では、人的接触（離散家族の再会、異なる国の市民との結婚等）、情報（新聞、刊行物の配布、ジャーナリストのビ

ザ取得等)、文化交流につき規定。

CSC Eウィーン・フォローアップ会議は、1986年11月から開始され、本年1月結論文書を採択して終了。人権等に関しては、人権問題に関する一種の監視メカニズムを確立。即ち、①参加国の間で人権侵害や人的接触について問題がある場合には当該国に対し問題提起を行い情報提供を求める他、問題解決のために二国間、更には参加国で話し合う、②この分野でのコミットメントの履行状況を検討するため、今後3年間パリ(本年5月30日～6月23日)、コペンハーゲン(90年)及びモスクワ(91年)において人権会議を開催する、ことにつき合意。本年パリにおいて右人権会議を開催。

(ハ) 中国情勢に関しても、人権・人道上の観点より国際社会の関心大。

(3) 我が方として特に留意すべき点

(イ) 人権につき欧米諸国と我が国は、伝統、土壌が異なるが、この違いを強調し過ぎると、「日本は果たして西側の一員か」、との疑念が生じる虞れあり。

(ロ) 自由、民主主義、基本的人権はむしろ、伝統、土壌の異なる日本にも定着した普遍的思想である点を強調すべし。

(ハ) アジア・太平洋地域における人権問題に対する所見を開陳することは有意義。

(ニ) 中国政府が、民主化を要求する学生、一般市民を武力鎮圧し、多数の死傷者を出したことは、人道的見地から容認できない。しかし、今次事態は、基本的には我が国とは政治社会体制及び価値観を異にする中国の国内問題。従って、中国批判にも自ずと限界あり。

我が国始め西側諸国が一致して中国を孤立化へ迫るようなこととなれば、長期的、大局的見地から得策でない。まして、中国に対し制裁措置を取ることは、却って逆効果。中国が現実的姿勢を取り、改革・開放政策を維持することは我が国にとっても望ましいとの立場。

(4) サミット参加国の立場

○米： 人権重視は米国建国の精神であり、米外交の基本。世界において、自由と民主主義を助長することは米国の国益であると認識。人権・人道上の考慮から、テロ・麻薬の撲滅及び難民救済を重視。

- 英： 伝統的に自由主義に立脚し、人権問題に強い関心を有しているが、サッチャー政権は、特に東西関係のコンテクストにおいて、東側諸国における人権抑圧状況について厳しい対応を採ることが多い。
- 仏： 自由、平等、博愛が仏の理念。「人権の祖国」として位置付けられるとの認識。東西関係、第三世界との関係で、人権の分野を中心に自国の外交的主導権の獲得及び発言力の強化を企図。
- 西独： ナチス・ドイツによる人権侵害を深く反省し、戦後は自由、社会的正義、平和を実現せんと努力。人権尊重は欧州平和秩序の基礎と認識。CSCEプロセスを重視。
- 加： 多民族国家として、原住民、少数民族への配慮があり、人権外交は、伝統的に加外交の基本の一つ。中堅国家として加が貢献し得る有数の分野であるとの認識。国内の教会関係グループの活動が極めて活発。
- 伊： 人権を外交の前面に押し出すことはしないまでも、基本的に西側・EC諸国と政策的に同一步調。人権を欧州の新しい体制の基礎と認識。CSCEプロセスを高く評価。

西欧一課長
西欧二課長
ソヴィエト連邦課長
東欧課長

中国課長

企画課長
参事官

極 秘
無 期 限
第 〇 号

2. 人権問題

(1) 発言のポイント

(イ) 我が国は自由・民主主義を選択し、基本的人権を尊重することにより、自国の平和と繁栄を図ってきた。これらは憲法上の基本原則であり、国民生活に根強く定着している。

(ロ) かかる基本的立場から国際社会における人権問題にも大きな関心。

(ハ) 西側諸国における人権の尊重は西側の東側に対する精神的優位の源泉。我が国は、東西関係が長期的に安定した基盤の上におかれるために、東西間で信頼感を醸成していくことが重要であり、その意味で人権の尊重に基づく社会の開放（及び民主化）を進めていくことが不可欠との立場。

欧州において、C S C Eの枠組を活用し、東側の人権問題を積極的に取り上げ、東側の人権状況の改善を図っていることに敬意。

(ニ) アジア・太平洋地域においては、地域紛争あるいは領土問題が未解決であり、C S C Eのような枠組は存在していない。また、西洋型の民主主義の定着には時間が必要である。経済的發展と社会の安定が人権問題に対する社会全体の関心を高め、制度を整備する上で重要であり、社会の不安定は人権の保証を難しくする。

(ホ) 中国で起こっていることは、我々の基本的価値観と相いれず、非難すべきは当然非難。しかし、中国については戦略的配慮が不可欠であり、^(再び) 同国を国際的孤立に追いやることはアジア・太平洋の安定のためには不適當。

(2) 現状

(イ) 人権問題は、西側諸国の基本的価値観に直結。自由、民主主義、基本的人権は、西側の東側に対する精神的優位の源泉。普遍性ある価値観。

(ロ) 東西関係においてはC S C Eプロセスあり。C S C Eヘルシンキ最終文書において、安全保障、経済、人権の3分野。人権面では、人的接触（離散家族の再会、異なる国の市民との結婚等）、情報（新聞、刊行物の配布、ジャーナリストのビザ取得等）、文化交流につき規定。

CSCEウィーン・フォローアップ会議は、1986年11月から開始され、本年1月結論文書を採択して終了。人権等に関しては、人権問題に関する一種の監視メカニズムを確立。即ち、①参加国の間で人権侵害や人的接触について問題がある場合には当該国に対し問題提起を行い情報提供を求める他、問題解決のために二国間、更には参加国で話し合う、②この分野でのコミットメントの履行状況を検討するため、今後3年間パリ（本年5月30日～6月23日）、コペンハーゲン（90年）及びモスクワ（91年）において人権会議を開催する、ことにつき合意。本年パリにおいて右人権会議を開催。

(ハ) 中国情勢に関しても、人権・人道上の観点より国際社会の関心大。

(3) 我が方として特に留意すべき点

(イ) 人権につき欧米諸国と我が国は、伝統、土壌が異なるが、この違いを強調し過ぎると、「日本は果たして西側の一員か」、との疑念が生じる虞れあり。

(ロ) 自由、民主主義、基本的人権はむしろ、伝統、土壌の異なる日本にも定着した普遍的思想である点を強調すべし。

(ハ) アジア・太平洋地域における人権問題に対する所見を開陳することは有意義。

(ニ) 中国政府が、民主を要求する学生、一般市民を武力鎮圧し、多数の死傷者を出したことは、人道的見地から容認できない。しかし、今次事態は、基本的には我が国とは政治社会体制及び価値観を異にする中国の国内問題。従って、中国批判にも自ずと限界あり。

我が国始め西側諸国が一致して中国を孤立化へ追やるようなこととなれば、長期的、大局的見地から得策でない。まして、中国に対し制裁措置を取ることは、却って逆効果。中国が現実的姿勢を取り、改革・開放政策を維持することは我が国にとっても望ましいとの立場。

(4) サミット参加国の立場

(別紙)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

秘

電信写

10-044

大政事外外儀回
務務 典房
臣官官審審長長

大外査 博代表
察 典房
使研審

対() 厚情オ
括
審察() () 儀警史

外 審報内
報 際外
官 文長 参一二

参() () 旅外

参() () 旅外

参() () 旅外

参() () 旅外

北米長 審一二保

中南長 審一二

欧 審西ソ洋

長 西東

長 参一二アア

長 参一二アア

長 次総経途博

長 経漁国

長 審経工国
安ネ二

長 参海 審準

経協長 審政国開無
参調技有理

長 参() () 協() ()

長 参() () 政() () 人
参() () 軍社

科審 科原

長 参() () 紛調
参() () 安

総番号 R113821

主管

月 21日

寿府代 発

亞 中

平成 元年 6月 22日

本省 着

外務大臣殿

波多野 大使

中国情勢（人権問題）

第2621号 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信GV8801-03）

密

(三ノ中)

住電宛2596号に關し、

中国における人権状況につき、当地国連人権センターにおいて即決・恣意的処刑問題を担当している白石職員が、21日西林に述べたところ概要次のとおり。(田内、立松同席)

1. 6月3日の軍による武力鎮圧による死者数について、中国政府の発表では300人となっているが、国連人権センターで把握している情報とは大きな食い違いを見せており、例えばゴルバチョフ訪中後も北京に残っていたCBS, CNN等の~~テレビ関係者による~~^(TV)報道からみれば、学生側の言うとおりの3,000人程度が殺されたとしてもおかしくないと思われる。その他人権センターには数多くの中国人より証言が寄せられており、現在これを分析しているところである。

2. 今次中国の一連の状況に対し、国連のと、た措置は次のとおりである。

(1) 5日、デクエヤル事務総長が中国政府に

秘

三八〇字

対し、内政干渉の意図はないとしつつも、尊厳の重要性に鑑み、自覚を促すアピールを飛出。また同日マーティンソン人権センター所長よりモ同種のアピールを飛出した。

(2)更に同日、ワコ-特別報告者(即次、恣意的処刑担当)より録外長部長に対し、天安門及び成都において非武装市民を殺害したのは、1979年国連総会で採択された"Code of Conduct for Law Enforcement Officers"の第3条に反する旨の指摘を行った。同条文は不必要な武器の使用を禁じているところ、今次事件においては明らかに平和的デモに対し武器を使用した(軍は学生に武器をとらせる為故意に武器を放置し挑発した形跡さえある)のでかかるアピールを飛出した。

~~(列車煙を打つ罪)~~

(3)6日上海で逮捕され、15日に死刑判決を受けた学生3名についてモいれゆる即決処刑のカテゴリーに入る。^(2名に対し)国連事務総長より事件につき、市民的政治的権利を侵害する国

秘

(三ノウキ)

際規約第14条に鑑み、公正な裁判を実施する
ようアロールを提出したが、20日上告が棄却
され死刑が確定した。

(4) 17日の裁判で死刑が言い渡された北京の
8名の労働者等に対しては、^{20日}アロール特別報告
者より外交部長宛にアロールを提出した。

(5) ^{一カ}6日、ホムン特別報告者(拷問担当)
は被疑者に対して拷問が行われている旨のア
ロールを提出した。即ち中国当局は千数百名
を逮捕したが、逮捕の際電氣を通したコシ棒
で次々と学生等を叩いた事は一種の拷問とみ
なす事が出来よう。(なおホムン氏-オランダ-はアロールを
^{提出}行った事に対し対外的に発表する事を控えている)

3. 以上の国連側による種々のアロールに
対し、中国側からは一切の返答がない。

国連代、中国、米、英、仏、加に電した。

(3)